

2018 November

11

No.825

Saga Social Insurance Association

社会保険さが

一般財団法人 佐賀県社会保険協会

TEL: 0952-26-3171 FAX: 0952-26-3377

URL: <http://www.syahokyo-saga.or.jp/>



■東与賀町

今月の記事

●日本年金機構

- ・健康保険被扶養者認定事務の変更について..... 2
- ・年間平均額に随時改定を届出することができます..... 3

●全国健康保険協会 佐賀支部

- ・退職後の健康保険..... 4
- ・佐賀支部メールマガジンにご登録ください..... 5

●佐賀県社会保険協会

- ・11月 開催社会保険事務講習会のご案内..... 6
- ・「佐賀県働き方改革推進支援センター」のご案内..... 7
- ・年金相談窓口開設等..... 8
- ・一般的な年金相談に関するお問い合わせは..... 8

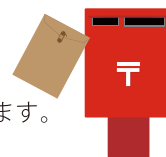
適用関係届書
送付先

日本年金機構 福岡広域事務センター 厚生年金適用グループ

〒812-8579 福岡県福岡市博多区榎田1-2-55 AP 榎田ビル

※郵送の際は、切手貼付後、送付先宛名と郵便番号を記載するだけで宛先に届きます。

※福岡広域事務センターにはお客様窓口はなく郵送のみでの受付になります。
届書作成や制度についての相談は年金事務所へお問い合わせください。



健康保険被扶養者認定事務の変更について

平成30年10月1日以降に日本年金機構で受け付ける「健康保険被扶養者（異動）届」について、添付書類の取扱いが変更されました。

1. 認定事務の変更について

厚生労働省より、日本国内にお住まいのご家族の方を被扶養者に認定する際の身分関係及び生計維持関係の確認について、申立てのみによる認定は行わず、証明書類に基づく認定を行うよう、事務の取扱いが示されたことから、届出に際して、次の一覧に基づく書類の添付をお願いするものです。

なお、一定の要件を満たした場合には、書類の添付を省略することが可能となります。

2. 添付書類の変更及び添付書類の一部省略

扶養認定を受ける方の続柄や年間収入を確認するため添付書類一覧のうち、扶養認定を受ける方が被保険者と同居しているときは項番1・2を、別居しているときは項番1・2・3を添付してください。

添付書類一覧

	添付書類	目的	添付の省略ができる場合
1	次のいずれか ・戸籍謄本または戸籍抄本 ・住民票 ※1 (提出日から90日以内に発行されたものを提出してください)	続柄の確認	次のいずれにも該当するとき ・被保険者と扶養認定を受ける方双方のマイナンバーが届書に記載されていること ・左記書類により、扶養認定を受ける方の続柄が届書の記載と相違ないことを確認した旨を、事業主が届書に記載していること
2	年間収入が「130万円未満 ※2」であることを確認できる課税証明書等の書類	収入の確認	・扶養認定を受ける方が、所得税法上の控除対象の配偶者または扶養親族であることを確認した旨を、事業主が届書に記載しているとき ※3 ・16歳未満の時
3	仕送りの事実と仕送額が確認できる書類 ・振込の場合…預金通帳等の写し ・送金の場合…現金書留の控え(写し)		・16歳未満のとき ・16歳以上の学生の時

※1 被保険者と扶養認定を受ける方が同居していて、被保険者が世帯主である場合に限りです。

※2 扶養認定を受ける方が次のいずれかに該当する場合は「180万円未満」です。(収入には公的年金も含まれます)
・60歳以上の方 ・障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者

※3 障害年金、遺族年金、傷病手当金、失業給付等非課税対象の収入がある場合は、受取金額の確認ができる通知書等のコピーの添付が必要です。

お問い合わせ先

- 佐賀年金事務所適用調査課 TEL 0952-31-4191
- 唐津年金事務所適用調査課 TEL 0955-72-5161
- 武雄年金事務所適用調査課 TEL 0954-23-0121

年間平均額により随時改定を届出することができます

平成30年10月改定以降(固定的賃金の変動が平成30年7月以降)の随時改定について、一定の要件に該当する場合、従業員の同意を得た上で、年間平均額による随時改定の届出をすることができます。

年間平均による随時改定の対象となる場合

下記(2)の差が、業務の性質上例年発生することが見込まれ、かつ、報酬月額の変動(※)も、業務の性質上例年発生することが見込まれることが前提であり、また、被保険者が同意していることが必要となり、そのうえで、次の全てを満たした場合に、年間平均による随時改定の対象となります。

※固定的賃金の増加(減少)も、例年発生していること(定期昇給など)が条件となります。

例えば、定期昇給とは別の単年度のみの特別な昇給による改定、例年発生しないが業務の一時的な繁忙と昇給時期との重複による改定や、転居に伴う通勤手当の支給による改定等は、年間平均による随時改定の対象外です。

要件

(1) 現在の標準報酬月額と通常の随時改定による標準報酬月額(昇給(降給)月以後の継続した3か月間の報酬の平均から算出した標準報酬月額)との間に2等級以上の差がある。

(2) また、次の①と②との間に2等級以上の差がある。

① 通常の随時改定による標準報酬月額

② 昇給(降給)月以後の継続した3か月の間に受けた固定的賃金の月平均額に、昇給(降給)月前の継続した9か月及び昇給(降給)月以後の継続した3か月の間に受けた非固定的賃金の月平均額を加えた額から算出した標準報酬月額(年間平均額から算出した標準報酬月額)

(3) 現在の標準報酬月額と年間平均額から算出した標準報酬月額との間に1等級以上の差があること。

提出書類

- (1) 健康保険・厚生年金保険 被保険者報酬月額変更届 厚生年金保険70歳以上被用者月額変更届・「⑮備考」欄の「6. その他」を○で囲み、「年間平均」と記入してください。また、下記(2)の様式2に記入した「年間平均」の額を「⑮修正平均額」欄に記入してください。
- (2) 上記(1)の届書に(様式1)及び(様式2)を作成して必ず添付してください。
 - ・(様式1)「年間報酬の平均で算定することの申立書(随時改定用)」
 - ・(様式2)「健康保険 厚生年金保険 被保険者報酬月額変更届・保険者算定申立に係る例年の状況、標準報酬月額の比較及び被保険者の同意等(随時改定用)」

お問い合わせ先

- 佐賀年金事務所適用調査課 TEL 0952-31-4191
- 唐津年金事務所適用調査課 TEL 0955-72-5161
- 武雄年金事務所適用調査課 TEL 0954-23-0121

社会保険料は納付期限内に納付しましょう。

平成30年11月分保険料の納付期限は平成31年1月4日(金)です。

退職後の健康保険

退職後の健康保険は、下記図の3つの健康保険から選択することになります。

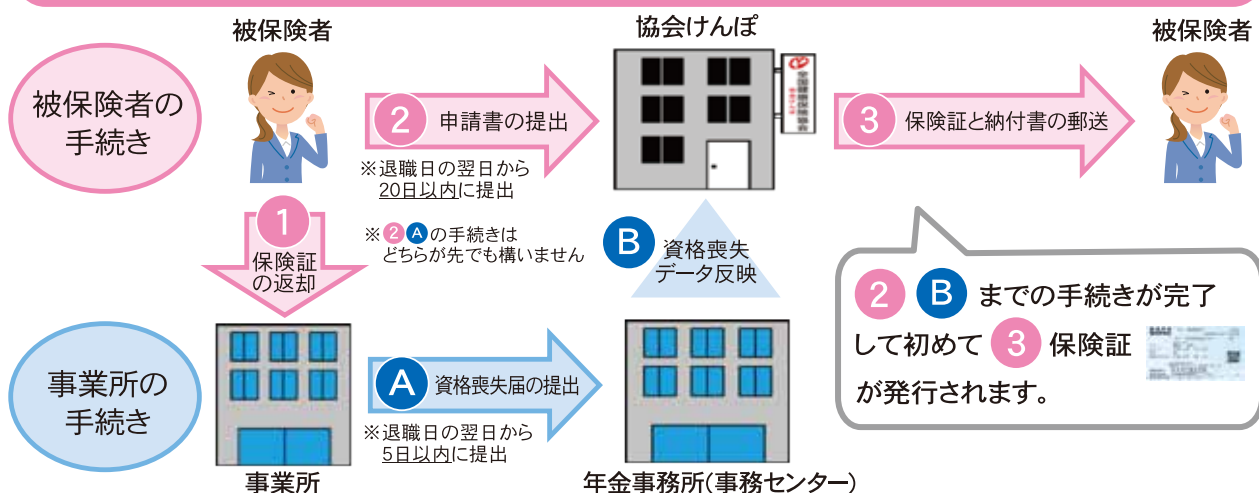
保険料の金額等を比較検討のうえ、加入手続きをしてください。

「協会けんぽの任意継続」希望の場合は以下の内容を確認のうえ、「健康保険任意継続被保険者資格取得申出書」をご提出ください。申請書はホームページからも印刷可能です。

退職後の健康保険の選択肢

加入先	協会けんぽの 任意継続保険	国民健康保険	ご家族の健康保険 (被扶養者)
手続き先	お住まいの協会けんぽ 都道府県支部	お住まいの市区町村の 国民健康保険担当課	ご家族の勤務先
加入条件	・退職日までに被保険者期間 が継続して 2ヶ月以上 あること ・退職日の翌日から 20日以内 に手続きを行うこと	お住まいの市区町村の国 民健康保険担当課にお 問い合わせください。	扶養の条件を満たしてい る必要がありますので、 ご 家族の勤務先にお問い合わせ ください。
保険料	退職時の 標準報酬月額 (上限28万円) × お住まいの 都道府県支部 の保険料率 目安としては、退職時の健康 保険料の2倍の額となります。 ・40歳から64歳までの介護保険第2号 被保険者に該当する方は、介護保険 料が加わります。	・加入する世帯の人数や前年の所得 などによって決まります。 ・保険料の減免制度があります。 ・お住まいの市区町村役場で保険料 が異なります。 ・保険料は、毎年度、変更になります。	被扶養者としての保険料負 担はありません。
加入期間	加入できる期間は 2年 です。	※健康保険組合に加入している方の任意継続保険については、 ご加入の健康保険組合にお問い合わせください。	

任意継続の届け出から保険証発送までの流れ



※任意継続の保険証は、日本年金機構での被保険者資格喪失処理が完了した翌営業日以降に発行が可能となるため、保険証がお手元に届くまでには多少お時間を要する場合があります。

健康保険証は、退職日までしか使用できません。速やかに回収し、資格喪失の手続きをお願いします。

佐賀支部 メールマガジンにご登録ください!



佐賀支部では、毎月1回健康保険に関する様々な情報や健康の
お役立ち情報をお届けしています。

お得な情報が満載!保険料率の変更など、最新の情報は臨時号として
いち早くお届けします! 広報誌やホームページとは異なる独自の内容
を掲載していますので、ぜひご登録ください!

ニュース!



- ・健康保険に関する制度改正
- ・保険料率について

役に立つ!



- ・健康保険の手続き方法
- ・健康イベントのご案内

豆知識!



- ・保健師等によるコラム
- ・歯科コラム
- ・季節の健康レシピ

申込み方法



パソコンから >>>>

協会けんぽ佐賀支部メルマガ

検索



スマートフォンから

二次元コードを
読み取り登録 >>>>



▶ 佐賀支部よりお知らせ

～協会けんぽ佐賀支部相談窓口における～

無料駐車券配付を廃止いたします

廃止予定日 📅 平成30年**11月30日(金)**

※ご理解の程よろしくお願い申し上げます。

すべての申請書は協会けんぽホームページよりダウンロードいただけます。

申請書は郵送でご提出ください!

平成
30
年度

社会保険事務講習会のご案内

『出産・育児・介護に関する講習』

出産・育児・介護休業の手続きや給付等に関する講習を行います。

地 区	平成30年	会 場
唐津会場	11月19日(月)	高齢者ふれあい会館りふれ（唐津市ニタ子3-155-4）
鳥栖会場	11月21日(水)	サンメッセ鳥栖（鳥栖市本鳥栖町1819）
武雄会場	11月28日(水)	武雄市文化会館（武雄市武雄町武雄5538-1）
佐賀会場	12月 5 日(水)	アバンセ（佐賀市天神3-2-11）

講師●社会保険労務士

●実施時間 各会場共通 13:20受付 ▶ 13:40開始 ▶ 16:00終了予定

募集定員

佐賀・武雄…50名 鳥栖・唐津…30名

(定員になり次第締め切りますので、締切後の申込者には3日以内にご連絡します。)

受講決定者の方には開催日2週間前から順次、案内のハガキをお送り致します。

対象者

社会保険事務担当者の方

参加料

会員事業所は無料

(但し、非会員事業所及び平成30年度会費未納事業所は資料代として3,000円のご負担をお願いします。)

申込方法

下記の参加申込書にご記入の上、**FAX**または**郵送**にてお申し込み下さい。

お申込み
お問合せ

一般財団法人 佐賀県社会保険協会

7840-0816

佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階

TEL.0952-26-3171 FAX.0952-26-3377

＜キリトリ線＞



社会保険事務講習会 参加申込書

整 理 番 号		 宛名シールの左下の番号。 おわかりになる範囲で結構です	
参加希望 会場日時	『出産・育児・介護に関する講習』		
	(唐 津 ・ 鳥 栖 ・ 武 雄 ・ 佐 賀) 会 場 平 成 年 月 日 ()		
参加者氏名			
事業所名			
事業所所在地	〒		
	事業所電話番号 () -		
分からない部分・知りたい内容などありましたら、お書きください。			

※申込書にご記入いただきました情報は、この事務講習会以外の目的には使用いたしません。

事業主の皆さま

平成30年度佐賀労働局委託事業
中小企業・小規模事業者等に対する
働き方改革推進支援事業

「佐賀県働き方改革推進支援センター」 のご案内

『働き方改革』に取り組む事業主の皆さまを支援します。

就業規則の作成方法、賃金規定の見直し、労働関係助成金の活用などについて、
社会保険労務士等の専門家が無料でご相談に応じます。

電話、メール、来所により相談を受付

【佐賀県働き方改革推進支援センター】

お問合せや
ご相談は
こちらまで

電 話：0120-610-464

メール：h-kaikaku@sr-saga.com

住 所：佐賀市川原町8-27 平和会館1F

【受付時間】9:00～17:00（土・日・祝日を除く）

- ▶ ご希望に応じて、専門家が直接企業に訪問することも可能です。
- ▶ その他、労働問題全般に関するご相談にも対応いたします。

働き方改革全般について、様々なご相談を受け付けます

例えば、以下のようなお悩みをもつ事業主の方からの
ご連絡をお待ちしております。

- 36協定について詳しく知りたい
 - 非正規の方の待遇をよくしたい
 - 賃金引上げに活用できる国の支援制度を知りたい
 - 人手不足に対応するため、どのようにしたらよいか教えてほしい
 - 助成金を利用したいが、利用できる助成金が分からない
- 等

その他、
労働問題全般に関しまして、
どうぞお気軽に、
ご相談ください。



厚生労働省 佐賀労働局

平成30年12月 年金相談窓口開設カレンダー

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3 年金事務所 延長相談 19時まで	4 鹿島市役所 第2庁舎 (予約)	5 多久市役所 (予約)	6	7 伊万里市役所 (予約)	8 年金事務所 休日相談日 (予約)
9	10 年金事務所 延長相談 19時まで	11 基山町役場 (予約)	12 有田町役場 (東庁舎) (予約)	13	14 伊万里市役所 (予約)	15
16	17 年金事務所 延長相談 19時まで	18 鹿島市役所 第2庁舎 (予約)	19 多久市役所 (予約)	20	21 伊万里市役所 (予約)	22
23/30	24/31	25 基山町役場 (予約) 年金事務所 延長相談19時まで	26	27	28 伊万里市役所 (予約)	29

年金事務所受付時間：平日(月曜～金曜)の午前8時30分から午後5時15分まで

年金相談の
時間延長

週初めの開所日
17:15～19:00

年金事務所
休日相談日

県内年金事務所の休日相談日
受付時間 9:30～16:00

出張相談【予約制】

出張相談所	開設日・相談時間	予約申込先
多久市役所	第1・3水曜日 10:00～15:00	佐賀年金事務所 0952-33-6360
基山町役場	第2・4火曜日 10:00～16:00	唐津年金事務所 0955-72-5161
伊万里市役所	毎週金曜日 9:30～15:30	鹿島市役所 市民課年金係 0954-63-2117
鹿島市役所第2庁舎	第1・3火曜日 10:00～16:00	有田町役場 住民環境課国民年金係 0955-46-2114
有田町役場 東庁舎	第2水曜日 10:00～15:00	

※鹿島市での相談は来年3月まで、鹿島市役所第2庁舎でおこないます。

※いずれの日も12:00～13:00の時間帯は除きます。
※年金事務所では予約による年金相談を受付けておりますので、希望される日の前日までにお申込みください。

予約申込先

- 佐賀年金事務所 …… ☎0952-33-6360
- 唐津年金事務所 …… ☎0955-72-5161
- 武雄年金事務所 …… ☎0954-23-0121

第2土曜日の休日相談については予約制です。

街角の年金相談センター鳥栖(オフィス)でも平日の相談を行っています。

受付時間は8:30～17:15です。相談は予約制です。

相談のご予約は専用ダイヤル0942-50-8151で受け付けております。こちらをご利用下さい。



一般的な年金相談に関するお問い合わせは

「ねんきんダイヤル」

☎0570-05-1165

(ナビダイヤル)へ!

050で始まる電話でおかけになる場合は

☎03-6700-1165 (一般電話)

にお電話ください。

お問い合わせの際は、**基礎年金番号**がわかるものをご用意ください。

受付時間：月 曜 日 午前8:30～午後7:00

火～金曜日 午前8:30～午後5:15

第2土曜日 午前9:30～午後4:00

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7:00まで相談をお受けします。

※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

※月曜日など休日明けやお客様のお手元に通知が届いた直後(5日程度)は、電話がつながりなくなっております。週の後半と月の後半はつながりやすくなっておりますので、どうぞご利用ください。

- ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は、全国どこからでも市内通話料金でご利用いただけます。ただし、一般の固定電話以外(携帯電話等)からおかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。
- 「03-6700-1165」「03-6630-2525」「03-6837-2913」「03-6631-7521」の電話番号におかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。
- 「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番をつけて間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いにはご注意ください。

一般的な年金の加入に関するお問い合わせは

「ねんきん加入者ダイヤル」

・国民年金加入者向け(ナビダイヤル)

☎0570-003-004

050で始まる電話でおかけになる場合は

☎03-6630-2525 (一般電話)

・事業所、厚生年金加入者向け(ナビダイヤル)

☎0570-007-123

050で始まる電話でおかけになる場合は

☎03-6837-2913 (一般電話)

受付時間：月～金曜日 午前8:30～午後7:00

第2土曜日 午前9:00～午後5:00

※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

年金受給についての来訪相談予約

「予約受付専用電話」

年金事務所・街角の年金相談センター(オフィス)での相談予約を受付します。

☎0570-05-4890 (ナビダイヤル)

050で始まる電話でおかけになる場合は

☎03-6631-7521 (一般電話)

受付時間：月～金曜日(平日) 午前8:30～午後5:15

※土・日・祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

予約相談希望日の1か月前から前日まで受け付けしています。

ご連絡の際は、基礎年金番号の分かる年金手帳や年金証書をご準備ください。



『七十歳死亡法案、可決』(垣谷美雨著 幻冬舎文庫)という本に出会いました。法案の内容は、国民は原則として七十歳の誕生日からひと月以内に安楽死しなくてはならない。法施行日にすでに七十歳を超えている者は施行日から二年以内に安楽死しなくてはならない。というもの。

題名はいささか刺激的ですが、15年間義母の介護に明け暮れていた専業主婦東洋子が、法施行日直前に突然家出をしたことで周りの家族がこれまでの生活を見直さざるを得なくなる。併せて、いつまで続くかわからない長い老後の心配がなくなる七十歳で終わることの意味を考え始める。法律は、増え続ける社会保障費を国民全体で考え直すのが目的だったという理由で、施行日直前になって廃案になる。とストーリーが展開します。

社会保障改革真っ只中にピッタリの内容です。(山)